

四半期報告書

(第98期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

宝ホールディングス株式会社

E00396

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	5

第3 設備の状況	8
----------------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10
2 株価の推移	10
3 役員の状況	10

第5 経理の状況	11
----------------	----

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書	14
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	15
2 その他	19

第二部 提出会社の保証会社等の情報	20
-------------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第98期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	宝ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAKARA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大宮 久
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5100番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第97期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高 (百万円)	45,290	191,878
経常利益 (百万円)	1,156	9,123
四半期(当期)純利益 (百万円)	765	4,658
純資産額 (百万円)	109,540	113,273
総資産額 (百万円)	200,107	207,843
1株当たり純資産額 (円)	450.95	462.00
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	3.55	21.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	21.51
自己資本比率 (%)	48.4	48.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△437	9,816
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,235	△411
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,526	3,414
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	32,825	42,350
従業員数 (人)	3,251	3,223

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第98期の第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額が1株当たり四半期純利益金額を下回らないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	3,251	(325)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であり、平均臨時従業員数は、() 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	15
---------	----

(注) 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）における生産実績を事業の種類別セグメントごと及び品種別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称 品種	金額（百万円）
酒類・調味料	
焼酎	19,224
ソフトアルコール飲料	5,426
清酒	3,798
その他酒類	1,652
酒類計	30,102
本みりん	3,777
その他調味料	1,337
調味料計	5,115
原料用アルコール等	565
その他	5
計	35,787
バイオ	2,511
その他	976
合計	39,275

(注) 1. 金額は酒税込み、消費税等抜きの販売価格によっております。

2. 原料用アルコール等については、製品として販売するほか酒類等の原料として使用しておりますので、ここでは販売数量に対応する金額を記載しております。

3. 物流セグメントは、物流サービスの提供が主要な事業のため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

受注生産はほとんど行っておりません。

(3) 販売実績

①事業の種類別セグメントごとの販売実績

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）における販売実績を事業の種類別セグメントごと及び品種別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称 品種	金額（百万円）
酒類・調味料	
焼酎	19,248
ソフトアルコール飲料	4,998
清酒	3,958
その他酒類	2,666
酒類計	30,872
本みりん	3,727
その他調味料	1,389
調味料計	5,117
原料用アルコール等	1,296
その他	406
計	37,692
バイオ	3,824
物流	2,169
その他	1,603
合計	45,290

(注) 1. セグメント間の内部売上高は除いて記載しております。

2. 金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。

②相手先別販売実績

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	販売金額 (百万円)	総販売金額に 対する割合 (%)
国分株式会社	8,194	18.1

(注) 販売金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期の連結売上高は45,290百万円となりました。売上総利益は、原材料価格の高騰の影響を受け17,128百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の削減により営業利益は950百万円、経常利益は1,156百万円となりました。四半期純利益は765百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績概要は以下のとおりです。

(酒類・調味料セグメント)

酒類・調味料セグメントでは、各種食料品・生活必需品の値上げにより消費者の買い控えが進むなか、焼酎、ソフトアルコール飲料、原料用アルコールは好調に推移いたしましたが、清酒がふるわず、セグメント全体の外部売上高は37,692百万円、セグメント売上高は37,954百万円となりました。利益面では、原材料価格高騰の影響もありましたが、販売促進費の圧縮によりセグメント営業利益は1,144百万円となりました。

(バイオセグメント)

バイオセグメントでは、遺伝子工学研究分野における理化学機器が低調に終わったため、外部売上高は3,824百万円、セグメント売上高は3,986百万円となりました。利益面では、コストダウンに努めました結果、売上総利益は2,211百万円となりました。販売費及び一般管理費は2,344百万円、営業損失は132百万円となりました。

(物流セグメント)

物流セグメントでは、燃油費の高騰を転嫁することができず大変苦しい状況が続いているなか、外部売上高は2,169百万円となり、セグメント売上高は4,068百万円となりました。一方、軽油価格の高騰により売上総利益は258百万円となり、販売費及び一般管理費の削減に努めましたものの、セグメント営業利益は73百万円に止りました。

(その他セグメント)

その他セグメントの外部売上高は1,603百万円、セグメント売上高は2,878百万円となり、セグメント営業利益は18百万円となりました。

（所在地別セグメントに関する記載については、全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が、90%を超えていたため、省略しております。）

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益1,324百万円や減価償却費1,216百万円などがありましたが、法人税等の支払額△2,692百万円などにより△437百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出△1,358百万円などにより△1,235百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還△5,000百万円、自己株式の取得による支出△1,125百万円、配当金の支払額△1,404百万円などにより△7,526百万円となりました。

以上の結果、当四半期末の現金及び現金同等物の残高は32,825百万円と前連結会計年度末に比べ9,525百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

①基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体によ

り直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下「株主共同の利益」といいます。）が害されるとということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて 人間の健康的な暮らしと 生き生きとした 社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

平成12年には、10年間の長期経営構想「TE-100(TaKaRa Evolution-100)」（以下「TE-100」といいます。）を策定し、経営目標として「当社グループの企業価値の向上」を掲げ、「業績の進化」「事業の進化」「経営の進化」「風土・人財の進化」「社会・環境行動の進化」という5つの進化の実践に取り組んでおります。この長期経営構想「TE-100」の下、平成14年には、酒類・食品事業を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。以後、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、当社は持株会社として、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求することで、当社グループの企業価値の向上に努めております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・食品事業とバイオ事業という異なるビジネスモデルを持つ両事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等類型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

②基本方針実現のための取組み

a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、基本方針を実現するために、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

当社グループは、長期経営構想「TE-100」の下、3年単位の中期経営計画を策定することにより、各事業の目標及び方向性を具体化し、企業価値の向上を着実に伸展させる仕組みを用いております。

具体的には、平成17年4月にスタートした第6次中期経営計画では、「さらなるグループ企業価値の向上を目指す」をテーマに、第5次中期経営計画で構築したグループ企業価値向上のための基盤をさらに磐石なものにするとともに新規のビジネス領域に挑戦し、次なる成長基盤を作るという方向性に基づいて事業を進めてまいりました。また、本年4月には、第6次中期経営計画の基本的な戦略の継続と、より具体的な施策及びこれまで以上にスピード感のある経営の実現を目指し、第7次中期経営計画をスタートいたしました。

これらの事業活動により、当社グループの企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることの実現に日々取り組んでおります。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、その充実に努めています。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり企業価値を向上させるために、ひいては、株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

b) 不適切な者による支配の防止のための取組み

当社は、前記①のとおり、企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者（不適切な者）によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することにより、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものであります。

また、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとしております。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様の意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上の最大化に資するものと考えております。

③不適切な者による支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組みとなっています。また大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置の発動に関しましても、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会で取締役会に委任する旨の承認を頂いております。

さらに、本プランは、有効期間である平成22年に開催される定時株主総会以前であっても、当社株主総会又は取締役会により廃止することが可能であり、かつ当社取締役の任期は1年となっていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

本プランの詳細につきましては平成19年6月28日に提出いたしました当社第96期有価証券報告書をご参照ください。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、771百万円（セグメント間の取引消去後）であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。また、生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の休止もありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	870,000,000
計	870,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成20年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	217,699,743	217,699,743	東京、大阪の各証券取引 所の市場第一部	—
計	217,699,743	217,699,743	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	217,699,743	—	13,226	—	3,158

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,144,000 (相互保有株式) 普通株式 424,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 214,473,000	214,462	—
単元未満株式	普通株式 1,658,743	—	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	217,699,743	—	—
総株主の議決権	—	214,462	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の株式数には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が11,000株含まれております。但し、これらの株式に係る議決権の数11個は、議決権の数には含めておりません。

2. 当第1四半期会計期間末日における「完全議決権株式（自己株式等）」の普通株式の自己保有株式数は、2,661,000株であります。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
宝ホールディングス㈱	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地	1,144,000	—	1,144,000	0.53
日新酒類㈱	徳島県板野郡上坂町上六條283番地	354,000	—	354,000	0.16
日本合成アルコール㈱	東京都港区赤坂7丁目1番16号	70,000	—	70,000	0.03
計	—	1,568,000	—	1,568,000	0.72

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	725	768	746
最低（円）	675	651	651

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る要約
 当第1四半期連結会計期間末
 (平成20年6月30日) 連結貸借対照表
 (平成20年3月31日)

資産の部			
流动資産			
現金及び預金	27,670	26,529	
受取手形及び売掛金	47,073	46,990	
有価証券	8,320	18,132	
商品及び製品	20,971	20,575	
仕掛品	1,095	1,420	
原材料及び貯蔵品	2,827	3,100	
その他	5,705	4,209	
貸倒引当金	△159	△160	
流动資産合計	113,503	120,796	
固定資産			
有形固定資産	※ 46,268	※ 47,341	
無形固定資産			
のれん	2,259	2,930	
その他	2,925	3,630	
無形固定資産合計	5,184	6,561	
投資その他の資産			
投資有価証券	28,016	26,122	
その他	7,535	7,427	
貸倒引当金	△400	△405	
投資その他の資産合計	35,151	33,144	
固定資産合計	86,604	87,047	
資産合計	200,107	207,843	
負債の部			
流动負債			
支払手形及び買掛金	15,022	14,301	
短期借入金	4,964	4,964	
1年内償還予定の社債	—	5,000	
未払酒税	7,922	7,784	
未払費用	3,085	4,475	
未払法人税等	1,041	2,287	
賞与引当金	3,022	1,985	
その他の引当金	1,672	1,490	
その他	6,210	5,316	
流动負債合計	42,943	47,607	
固定負債			
社債	20,000	20,000	
長期借入金	5,714	5,718	
退職給付引当金	8,902	8,899	
長期預り金	6,593	6,639	
その他	6,413	5,705	
固定負債合計	47,624	46,963	
負債合計	90,567	94,570	

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る要約
当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日) 連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

純資産の部

株主資本

資本金	13,226	13,226
資本剰余金	3,204	3,204
利益剰余金	76,048	77,342
自己株式	△2,137	△1,011
株主資本合計	90,341	92,761

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	7,849	6,679
繰延ヘッジ損益	△17	△46
為替換算調整勘定	△1,278	575
評価・換算差額等合計	6,554	7,208
少數株主持分	12,644	13,303
純資産合計	109,540	113,273
負債純資産合計	200,107	207,843

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

売上高	45,290
売上原価	28,161
売上総利益	17,128
販売費及び一般管理費	
販売促進費	5,521
販売促進引当金繰入額	1,656
賞与引当金繰入額	590
その他	8,409
販売費及び一般管理費合計	16,177
営業利益	950
営業外収益	
受取配当金	247
その他	173
営業外収益合計	421
営業外費用	
支払利息	153
その他	61
営業外費用合計	215
経常利益	1,156
特別利益	
固定資産売却益	282
その他	9
特別利益合計	291
特別損失	
たな卸資産評価損	95
その他	27
特別損失合計	122
税金等調整前四半期純利益	1,324
法人税、住民税及び事業税	1,020
法人税等調整額	△416
法人税等合計	603
少数株主損失(△)	△43
四半期純利益	765

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,324
減価償却費	1,216
受取利息及び受取配当金	△310
支払利息	153
売上債権の増減額（△は増加）	△477
たな卸資産の増減額（△は増加）	△465
仕入債務の増減額（△は減少）	879
未払酒税の増減額（△は減少）	139
その他	△453
小計	2,005
利息及び配当金の受取額	352
利息の支払額	△103
法人税等の支払額	△2,692
営業活動によるキャッシュ・フロー	△437
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1,358
有形及び無形固定資産の取得による支出	△607
有形固定資産の売却による収入	487
その他	243
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	
社債の償還による支出	△5,000
自己株式の取得による支出	△1,125
配当金の支払額	△1,404
その他	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,526
現金及び現金同等物に係る換算差額	△326
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,525
現金及び現金同等物の期首残高	42,350
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 32,825

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。また、本会計基準の適用を契機に、一部の国内連結子会社で従来営業外費用で処理しておりました原材料廃棄損を売上原価で処理することいたしました。 これらの変更により、営業利益は59百万円、経常利益は3百万円、税金等調整前四半期純利益は98百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ31百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を早期適用しております。これにより、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更により損益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、96,290百万円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、96,048百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	27,670百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,638
取得日から3か月以内に償還期限が到来する 短期投資(有価証券)	7,793
現金及び現金同等物	32,825

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 217,699千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,830千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,840	8.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)						
	酒類・ 調味料 (百万円)	バイオ (百万円)	物流 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	37,692	3,824	2,169	1,603	45,290	—	45,290
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	262	161	1,899	1,274	3,598	(3,598)	—
計	37,954	3,986	4,068	2,878	48,888	(3,598)	45,290
営業利益又は営業損失(△)	1,144	△132	73	18	1,104	(153)	950

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質に加え販売市場の類似性などを考慮して、酒類・調味料、バイオ、物流及び他の4事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
酒類・調味料	焼酎、ソフトアルコール飲料、清酒、ワイン、ウイスキー、中国酒、本みりん、食品調味料、原料用アルコール
バイオ	研究用試薬、理化学機器、研究受託サービス、遺伝子工学研究関連特許実施許諾対価料、遺伝子導入関連製品、キノコ、ブナシメジ特許実施許諾対価料、バイオ医食品
物流	貨物運送業、倉庫業、流通加工業
その他	ラベル、ポスター、カタログ、カートン、段ボールケース、包装紙、販促用品、不動産賃貸、健康食品

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、酒類・調味料事業で営業利益が56百万円減少し、バイオ事業で営業損失が3百万円増加しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、バイオ事業で営業損失が31百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
450.95 円	462.00 円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 3.55 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額について、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額が 1 株当たり四半期純利益金額を下回らないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益（百万円）	765
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	765
期中平均株式数（千株）	215,627

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

山口 弘志

印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

中本 真一

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。